

令和2年度第1回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和2年4月10日(金) 開会 午後 2時35分  
閉会 午後 3時45分

(2) 場所 福岡市役所 15階講堂

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

堀内 徳之	笠 信一	中村 光明	久保田 喜一	大内 弘明
蓑原 一也	柴田 清孝	笠 康雄	小賦 眞須美	清水 源義
富永 豊	淀川 正之	明永 卯太郎	高木 智代	井手 鐵男
以上 15名				

(2) 欠席委員

濱地 稔	城田 知子	北本 一孝		
以上 3名				

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

笠 康雄 小賦 眞須美

6 書記氏名

國武 雅也 古島 美保

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

なし

9 事務局出席者

藤尾 浩	堀 佳枝	宮原 信彦	行 真樹	鶴賀 雅代
樗木 五郎	遠矢 千夏			

議 長	<p>ただいまより、令和2年度第1回福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員定数19名中15名が出席されており、定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日は、先月に引き続きまして、新型コロナウイルスの感染防止のため、推進委員の出席を控えていただいておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>本日の議事は、審議事項の議案が17件、報告事項が4件となっております。</p> <p>議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「笠 康雄委員」と「小賦 眞須美委員」を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>案件1 農地に係る事項</b> <b>議題第1号</b> <b>「農地法第3条の規定による許可申請」について</b></p>
議 長	<p>議案第1号につきましては、私が関係者となっております、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、農業委員は、自己に関する事項についての議事に参与できないため、進行を笠副会長にお願いし、私は一時退出します。</p>
議 長（代理）	<p>&lt;委員退出&gt;</p>
農地調整係長	<p>（議案第1号について、資料により説明）</p>
議 長（代理）	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員に意見を伺いますが、推進委員は欠席ですので、事務局より報告をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>第1号議案の担当区域の推進委員から、「譲受人とも会い、土地の確認をしたところ特に問題はない」との報告をいただいております。</p>
議 長（代理）	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞</p>

	<p>きしましたが、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長 (代理)	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第1号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 (代理)	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり可決しました。</p> <p>それでは、議案第1号の審議が終わりましたので、会長が入室し、進行を会長に戻します。</p> <p>&lt;委員入室&gt;</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。議案第2号から第8号について、審議いたします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>(議案第2号～第3号について、資料により説明)</p>
西部出張所長	<p>(議案第4号～第8号について、資料により説明)</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いしますが、推進委員は欠席ですので、事務局より報告をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>2号議案の担当区域の推進委員から、「特に問題なし」との報告をいただいております。</p> <p>続きまして、3号議案の担当区域の推進委員からも同じく、「特に問題なし」との報告をいただいております。</p>
西部出張所長	<p>続きまして、4号議案の担当区域の推進委員からも、「3条での取得については、特に問題ない」との報告をいただいております。</p> <p>5号議案の担当区域の推進委員からは、「隣接地との境界がわかりにくいですが、3条での取得は問題ない」との報告をいただいております。</p> <p>6号議案は担当区域の推進委員から、「畑として耕作するのに特に問題ない」との報告をいただいております。</p>

議	<p>続きまして、7号議案は担当区域の推進委員から、「現在も適正に肥培管理されており、今回の3条申請はJAへの経営委託なので問題ない」との報告をいただいております。</p> <p>8号議案ですが、担当区域の推進委員から、「特に問題ない」との意見をいただいております。</p> <p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議	<p>ないようですので、一括して採決を行います。</p> <p>議案第2号から第8号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	<p>全員賛成ですので、議案第2号から第8号は原案のとおり可決しました。</p>
<p><b>議題第2号</b> <b>「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について</b></p>	
議	<p>次に、議題第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>(議案第9号について、資料により説明)</p>
議	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。</p> <p>推進委員は欠席ですので、事務局より報告をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>9号議案の担当区域の推進委員から、「現地調査の結果、特に問題はない」との報告をいただいております。</p>
議	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議	長	<p>ないようですので、採決を行います。</p> <p>議案第9号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり可決しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>議題第3号</b></p> <p style="text-align: center;"><b>「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について</b></p>
議	長	<p>次に、議題第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長		<p>(議案第10号～第12号について、資料により説明)</p>
西部出張所長		<p>(議案第13号について、資料により説明)</p>
議	長	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。</p> <p>推進委員は欠席ですので、事務局より報告をお願いします。</p>
農地調整係長		<p>第10号、第11号議案の担当区域の推進委員から、「水路に関しても影響がなく、特に問題はなし」との報告をいただいております。</p> <p>続きまして、第12号議案の担当区域の推進委員から、「地元の水利委員と、譲受人である会社の社長と現地を確認し、問題はなかった」との報告をいただいております。</p>
西部出張所長		<p>続きまして第13号議案の担当区域の推進委員からは、「特に問題はない」という意見をいただいております。</p>
議	長	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご質問ご意見はありませんか。</p>
農業委員		<p>第13号議案で、都市計画法第34条第12号の区域指定制度の指定区域内にあるとのことですが、第1種農地は様々な制限があり、ほとんど転用は不可能と言われている中で、都市計画法第34条第12号の区域指定制度を利用すれば第1種農地であったとしても転用への道が開けるということになるのですか。</p>

事務局 長	<p>ケースバイケースによるかと思いますが、区域指定型制度を適用する際、農用地区域は完全に排除され、第1種農地は排除されておられません。</p> <p>こちらの案件に関しましては、その立地の場所が、既存の集落と接続しているということで、例外的に許可が可能ということです。この区域指定制度を利用しても、第1種農地の場合、必ず許可が下りるとは限らず、ケースバイケースとなっております。</p>
農業 委員	<p>もし、この場所が、区域指定型制度の区域内に入ってなかったら許可が下りるのかをお聞きしたい。</p>
事務局 長	<p>今回の自己用住宅につきましては下りません。</p>
農業 委員	<p>私たちは、通常であれば許可できないと言って指導する方、判断する方ですが、この制度が、我々の判断基準よりもまだ上位にあるということですか。</p>
事務局 長	<p>基本的には区域指定制度を適用すると、都市計画法上、区域外の人でも土地を買って家が建てられます。</p> <p>この制度の区域指定がなされていない場合で、第1種農地の場合は、外の区域の人が、住宅を建てることはできないということです。</p>
農業 委員	<p>農地をいろいろな形に利用できるという風に、調整区域の活性化への道を開かれたという部分では評価をしていますが、農業委員としての立場からいうと、割り切れない気持ちになったため、あえてお聞きしました。</p> <p>逆に言うところこういう制度を広めていこうとする方に立つのか立たないのか、頭の中の整理にもう少し時間がかかるとは思いますが賛成はします。</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第10号から第13号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p style="text-align: center;"><b>議題第4号</b></p> <p style="text-align: center;"><b>「農地法第5条第4項に基づく協議に係る意見」について</b></p> <p>次に、議題第4号「農地法第5条第4項の協議に係る意見」について、事務局より説明をお願いします。</p>

西部出張所長	(議案第14号について、資料により説明)
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。</p> <p>推進委員は欠席ですので、事務局より報告をお願いします。</p>
西部出張所長	<p>第14号議案(2つの区域にまたがっている)の一方の担当区域の推進委員からは、「水利委員も承諾され、地権者の合意もあり特に問題はない」という意見をいただいております。また、もう一方の区域の推進委員からも「特に問題はない」とのご意見をいただいております。</p>
議長	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご質問ご意見はありませんか。</p>
農業委員	<p>農業委員の立場で言わせていただきますと、例えば道路がどのように入るかわかる図面をもう少し添付してほしいです。周りにまだ農地があるわけですから、周りの農業者にどういう影響を与えるかという部分かわかるものを添付しないといけないと思います。</p> <p>地元の方には、8～9mの道路を作るという説明がなされておりますが、私は道路じゃないと思っています。つまり、民間施設でも許可を得るときは、9mの道路は取らないと許可をおろしませんから。</p> <p>周囲の道路は、この周辺で農業をなさっている方の農道です。そこに農業者が車を止めたら、学校の先生方とか、いろんな資材を学校に納める人が通ったときに車をどけてほしいと言われるのではないのでしょうか。</p> <p>この立地場所についても、教育委員会は、何故もっと早く動かなかったかと思えます。農地を転用するのではなくて、宅地の中に学校を作るというのが基本だと思えますが、そういう努力がなされたのでしょうか。</p> <p>ここだけで議論するのではなく、教育委員会の方がここへ来ていろいろ説明するべきだと私は思っています。面積も広いですから。</p> <p>ここから北側の児童たちは、この学校に全然通ってきません。西側や東側の児童も通わず、唯一南側の方から児童たちが通ってくるわけです。そしたらそちらの方向へ通学路を作るのかとか、いろいろ聞きたいことが沢山あるわけです。農業委員会を軽視しているのではないかという意見だけ言っておきます。</p>
議長	<p>他にご意見等ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議	長	<p>ないようですので、採決を行います。</p> <p>議案第14号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成多数)</p>
議	長	<p>賛成多数ですので、議案第14号は原案どおりで可決しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>議題第5号</b> <b>「非農地証明の発行」について</b></p>
議	長	<p>次に、議題第5号「非農地証明の発行」について、事務局より説明をお願いします。</p>
西部出張所長		<p>(議案第15号、16号について、資料により説明)</p>
議	長	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。</p> <p>推進委員は欠席ですので、事務局より報告をお願いします。</p>
西部出張所長		<p>第15号議案の担当区域の推進委員からは、「20年以上前から木が生い茂っており、非農地でやむなし」という意見をいただいております。</p> <p>また、第16号議案の担当区域の推進委員からも「非農地として判断して問題ない」とのご意見をいただいております。</p>
議	長	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご質問ご意見はありませんか。</p>
農業委員		<p>第16号議案は、非農地の申請ですよね。ちょっとおかしいのではないのでしょうか。画像を見る限り、荒れていないではないですか。これを非農地というのはおかしいというのが私の意見です。</p>
議	長	<p>事務局の方よろしいでしょうか。</p>
西部出張所長		<p>この写真を見ますと物置があるだけという感じではありますが、過去に西方沖地震で、家屋が傾いたため、市の勧めもあって結局解体し、解体に100万以上かかっており、その分の領収書もお見せいただいております。</p> <p>そういった状況と固定資産税の評価も踏まえ、判断した結果が非農地ということです。</p>



事務局 長	<p>住宅都市局に確認したのですが、昭和45年に都市計画区域を定めた時点で、家が建っていたそうで、既存宅地と認められる状況でございます。</p> <p>通常の農業委員会の流れでは、家が建っている土地に関して、地目変更手続きだけがされてなかったということで、非農地証明を出すことがあります。今回は、震災の影響で壊されておりますが、ここは、既存宅地と判断でき、もともと建っていた大きさの家を建てることのできる土地で、固定資産税の評価証明でも宅地化されて20年以上であることが確認できましたので、今回非農地証明の議案を出しているという状況でございます。</p>
農 業 委 員	<p>私の区域でも西方沖地震後に家を解体して空き地になっているところがありました。非農地証明をとった家はありません。</p>
農 業 委 員	<p>ここは宅地として利用されていたのであればわかりませんが、通常であればそこに人が住んでいて住民税をかけていたという証明があれば許可しようということになるのではないのでしょうか。</p>
事務局 長	<p>既存宅地かどうかという判断で言いますと、昭和45年の都市計画区域を定めた時期に、そこに家が合ったことが確認できれば、既存建物相当額の建物を建てることのできるということです。ちなみに今、委員が言われたように、その当時に住んでいたかどうかに関しましては、住民票等でも確認できるものでございます。</p>
農 業 委 員	<p>確認できるのであれば、地目を農地から変更していないということで今回の申請に至ったのでしょうか。</p>
事務局 長	<p>もともと建物が建っていましたが、地目変更はなされておらず畑のままでした。市街化調整区域の畑なので農地法の規制を受け、都市計画区域を定めた時点で宅地になっているはずがなかったため、今回の手続きになったものです。</p>
農 業 委 員	<p>もともと宅地として利用されていたということで、地目変更していたら問題なかったということです。こういうところは他にもあるのではないかと思います。</p>
農 業 委 員	<p>地元の者として説明しますが、私が物心がついた時から家があり、ご家族が住んでいました。平成の何年かに、最後に住んでおられた方が亡くなられたと思います。今回の申請があがってきたときに「この地目は農地だったのか」と推進委員と話していたところ。先ほどのご説明のとおりであります。</p>

議	長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第15号から第16号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員賛成ですので、議案第15号から第16号は原案どおりで可決しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>議題第6号</b> <b>「福岡市農用地利用集積計画」について</b></p>
議	長	<p>次に、議題第6号「福岡市農用地利用集積計画」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地利用推進係長		<p>(議案第17号について、資料により説明)</p>
議	長	<p>事務局からの説明について、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議	長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第17号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員賛成ですので、議案第17号は原案どおりで可決しました。</p> <p>次に、報告事項につきましては、書面による報告とし、説明は省略いたしますが、何か、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>案件2 農政に係る事項</b> <b>報告第4号</b> <b>「次期農業委員の任命」について</b></p>
議	長	<p>それでは、案件2「農政に係る事項」に移ります。</p>

	<p>報告第4号の「次期農業委員の任命」について、事務局より説明をお願いします。</p>
総務係長	<p>(資料により説明)</p>
議長	<p>ただいま説明がありました「次期農業委員の任命」について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>これで本日予定しておりました議事は全て終了しました。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、これで、令和2年度第1回福岡市農業委員会総会を閉会します。</p> <p>なお、次回の総会は、5月15日金曜日福岡市役所15階講堂での開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス対策業務の関係で、会場が変更になる可能性がございますので、案内通知の内容にご注意をお願いします。</p>